

# 県民泊まってお出かけキャンペーン やまがた夏旅

## 取扱マニュアル

〈宿泊事業者用〉

令和3年5月28日



やまがた春旅事務局

# 目次

1. はじめに	2-3
2. 制度概要	4
3. 旅対象商品	5
4. 手配フロー	6
5. 宿泊代金の割引例・夏旅クーポンの交付対象	7-8
6. 旅行者受け入れ時の遵守事項	9
7. 月次報告・実績報告・宿泊割引クーポン・夏旅クーポンの精算について	10
8. その他	11
9. スターターキットを事務局から受け取り確認する	12
10. 事前の準備	13
11. お客様へやまがた夏旅クーポンを渡す	14
12. <発行> やまがた夏旅クーポンを旅行者に配布する	15
13. <利用> 館内で利用したお客様からやまがた夏旅クーポンを受け取る	16

## はじめに

### 参加する事業者として遵守すべき事項（参加条件）

- ①業種別に定められている新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを遵守すること
- ②山形県（市町村）からの要請（特措法に基づく営業自粛要請・時短営業要請等）に従うこと
- ③取扱店舗において従業員に感染者が出た場合や、取扱店舗を利用した旅行者等に感染者が出たことを把握した場合には、その状況について、遅滞なく、事務局に報告を行うこと
- ④感染症の状況を踏まえ、本事業の円滑な執行と山形県が実施する感染症対策の措置に協力すること
- ⑤登録を受けた事業者が上記①から④の条件を満たしていないことが発覚した場合、登録を取消すこととする

### やまがた春旅からやまがた夏旅への移行にあたり（やまがた春旅から引き続き参加する施設様）

#### ①宿泊割引クーポンに関して

- ・春旅にて配分している宿泊割引クーポンの残数はそのままご利用いただけます。夏旅用に新たに配分は行いません。春旅分の販売が完了しましたら、完了報告を事務局までFAX・メールにてご連絡をお願いいたします。完了報告を確認次第、配分枠を追加いたします。

#### ②春旅/夏旅クーポン

- ・春旅にて配分している春旅クーポン（2,000円券）は、6月30日まで発行いただけます。  
最終発行日：2021年6月30日 有効期限：7月6日まで
- ・6月中に既にお持ちの春旅クーポンの発行が完了しましたら、完了報告を事務局までFAX・メールにてご連絡をお願いいたします。新しい夏旅クーポンを事務局より発送いたします。
- ・全施設様、7月1日から夏旅クーポンに変更となります。  
6月末を目途に増枠されていない施設様には、夏旅クーポンを発送させていただきます。  
夏旅クーポンが到着しましたら、春旅クーポンの残数は事務局に返却ください。

#### ③様式に関して

以下様式をやまがた夏旅用に変更しております。HPよりダウンロードしてご利用ください。

- ・【様式第1号】利用申込書（宿泊施設用・旅行代理店用）
- ・【様式第2号】割引クーポン予約状況報告書
- ・【様式第3号】割引クーポン予約受付完了報告書

#### ④受付期限に関して

- ・8月31日以降宿泊予約分に関しては、減員は可能ですが、増員はできません。
- ・9月1日以降の宿泊については、精算時に、予約日がわかる予約記録を添付いただくようお願いいたします。

## はじめに

- (1) 名 称 県民泊まってお出かけキャンペーン～やまがた夏旅～
- (2) 実施期間 6月1日（火）から12月31日（金）宿泊分まで  
但し、8月31日（火）までに予約販売された旅行に限ります。  
※春旅クーポン最終利用期限は1月6日（木）（※12月31日宿泊の場合）  
※緊急事態宣言・まん延防止等重点措置が発出されている市町村にお住まいの方、  
及び対象市町村に所在する宿泊施設について本キャンペーンを適用した宿泊・  
旅行はできません。（ご予約は可能です。）
- (3) 利用対象者 山形県内在住者（限定）
- (4) 割引内容

### ①宿泊代金割引

- ・1,000円の割引クーポンを500円で販売。（クーポン現物の発行はなし。）
- ・1泊あたり、10枚（最大5,000円割引）まで利用可能。
- ・**4,000円以上の宿泊プラン、宿泊付き旅行商品が割引適用対象**

#### 【宿泊施設発行型】

県民は、自ら宿泊施設に連絡し、割引クーポンを利用する旨を申し出のうえ、直接予約することを原則とする。宿泊施設到着後、県民であることを証明する書類（運転免許証、マイナンバーカード等）を提示して、利用申込書（様式第1号）を記入し、代金精算時に割引の適用を受ける。

#### 【旅行代理店発行型】

割引クーポンが組み込まれた宿泊旅行商品が割引対象。県民は、旅行代理店において、県民であることを証明する書類（運転免許証、マイナンバーカード等）を提示し、利用申込書を記入して、代金精算時に割引の適用を受ける。

「県民泊まって元気キャンペーン」及び「新・県民泊まって応援キャンペーン」との併用は不可とするが、市町村等が実施するキャンペーンとの併用については、市町村等の取扱いに準ずる。宿泊施設ごと、配分された予定枚数に達し次第終了。

### ②やまがた夏旅クーポン

- ・宿泊施設は、お客様のチェックイン時に宿泊証明書を発行。

※旅行代理店を経由した予約であっても、宿泊証明書は宿泊施設において発行するものとする。

- ・お客様は、宿泊証明書を地域共通クーポン（2,000円/人泊、宿泊料金に関わらず定額）として観光立寄施設等（利用可能施設はキャンペーンHPに記載）で利用が可能。なお、本書に記載のない事項につきましては、その都度、やまがた春旅事務局（以下「事務局」という。）までお問い合わせください。

※夏旅クーポンを宿泊代金に充当することはできません。

# 制度概要

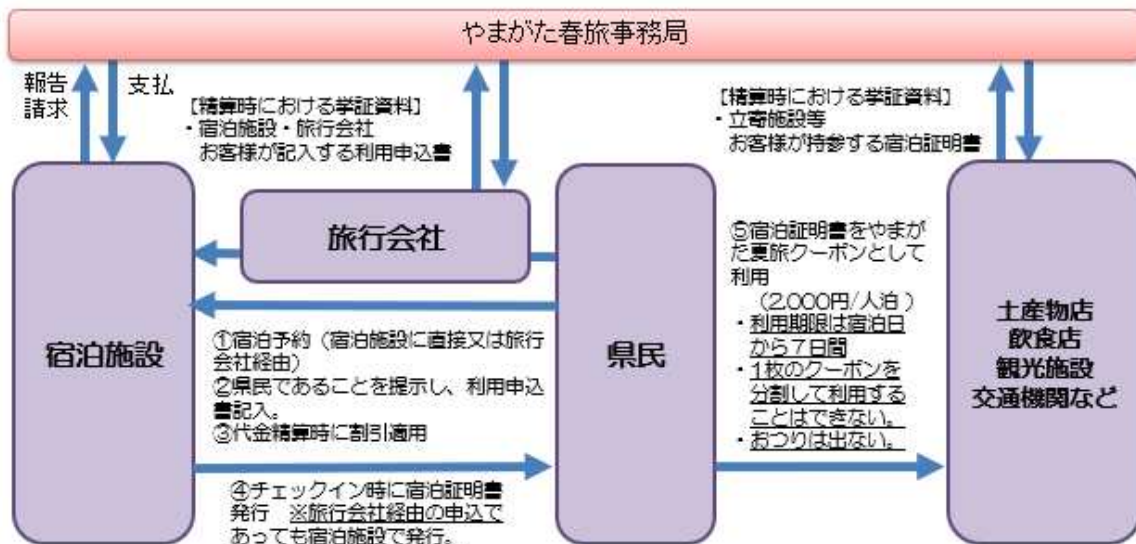
## 【キャンペーン参画条件】

- (1) 山形県内にある宿泊施設であること。
  - (2) 関係法令等
    - ① 「旅館業法」（昭和23年法律第138号）第2条第2項及び第3項の営業許可など、当該施設を運営する上で必要な許可を得ていること。
    - ② 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭和23年法律第122号）第2条第6項第4号に規定される施設ではないこと。
    - ③ 「山形県暴力団排除条例」（平成23年県条例第26号）を遵守すること。
    - ④ 特定の宗教・政治団体と関わる事業者ではないこと。
    - ⑤ その他公序良俗に反しないこと
- 上記、関係法令等の登録条件に反する事実が判明した場合は、登録を取り消すことがある。
- (3) 山形県が宿泊施設の事業内容が本事業の目的に適合していると判断すること。
  - (4) 新型コロナウイルス感染症に係る「業種別の感染拡大予防ガイドライン」を遵守し、分科会における提言など政府の感染拡大防止策及び山形県から示す感染拡大防止策を踏まえて適切な対策を講ずること。
  - (5) 割引クーポンについて適正な取扱いができること。
    - ① 割引クーポン申込者に対して、利用に必要な説明を実施できること。
    - ② 割引クーポン申込者に対して、本来の価格の価格と割引後の価格を明示し、その差額に対して助成があることが明確に認知できるようにすること。
    - ③ 割引クーポンの利用条件に該当するプランがある、またはプランを新設できること。
    - ④ 割引クーポン申込者及び同行者が県民であることを確認し、「利用申込書」の記載を求めると。また、提出された利用申込書について、必要事項が記載されているかを確認し、宿泊施設記入欄に必要事項を記載できること。
    - ⑤ 割引クーポンを利用した適正な宿泊費の精算ができること。
    - ⑥ 利用申込書や個人情報を適切に管理できること。
  - (6) 所定の様式の宿泊証明書を発行し、利用者に配布できること。（旅行代理店発行型の場合も、宿泊施設が発行）
  - (7) 旅行代理店発行型の場合、旅行代理店との定めに基づく所定の手数料を支払うこと。
  - (8) 山形県及び受注者がクーポン事業に関して調査等を行う場合、報告等の協力をすること。
  - (9) その他、クーポン事業に関して、事務局からの指示を遵守すること。

## 【事業スキーム図】

### 県民泊まってお出かけキャンペーン～やまがた夏旅～【宿泊】

- ◆ 宿泊割引クーポン：1,000円の割引クーポンを500円で購入可能
  - ※ 4,000円以上の宿泊プラン・宿泊付旅行商品が対象
  - ※ 1人1泊につき10枚(最大5,000円割引)まで利用可
  - ※ 県民泊まって元気キャンペーン、新・県民泊まって応援キャンペーンとの併用不可
  - ※ 各施設、旅行会社ごとにクーポンがなくなり次第終了
- ◆ やまがた夏旅クーポン(地域共通クーポン): 1人1泊につき2,000円分のクーポンを付与



## 対象商品

### 【対象商品 例】

宿泊プランとは、食事付の宿泊プランや、その他サービスと宿泊がセットになっているプラン（素泊まりプラン含む）を指す。消費税等を含む総額に対して、割引クーポンを利用可とする。**宿泊を伴わないプランの場合は利用できない。（日帰りは不可）**旅行者の予約時に、**宿泊代金 + a**のセットになったプラン代金が給付金の給付対象となる。+ aに当てはまるもの、当てはまらないものについて代表的な事例を以下に例示する。

※入湯税、サービス料もプランの中に含まれていれば、割引クーポンの給付対象となるが、別途支払いになる場合は、割引クーポンの利用対象とならない。

### 【セットプランとして追加可能な項目可否一覧表（例）】

+ aの部分	対象
飲み物（飲み放題等による宿泊代金とのセットプラン）	○
朝食（セットプラン）	○
夕食（セットプラン）	○
お土産（セットプラン）	○
入場券（換金性が低く、且つ、払い戻しが出来ないもの）	○
エステ・マッサージ（セットプラン）	○
体験型アクティビティ（ゴルフ、スキー等を含むセットプラン）	○
金券類等 （ビール券、清酒券、おこめ券、図書券、クオカード、旅行券、宿泊券、切手、収入印紙、ギフト券、ガソリン券等）	×
施設原資のポイント、及びマイレージ	×
転売や払い戻しにより換金することが容易なもの（換金性の高いもの）	×

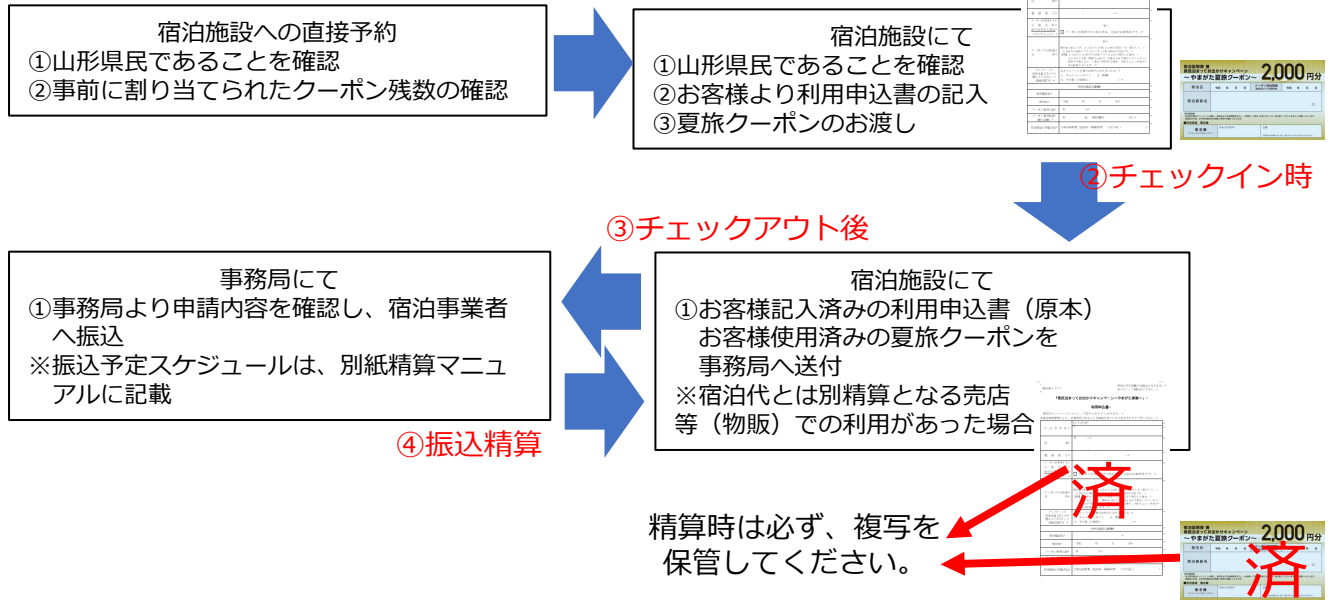
### 【対象外商品】

#### ■ 割引対象外の事例の整理

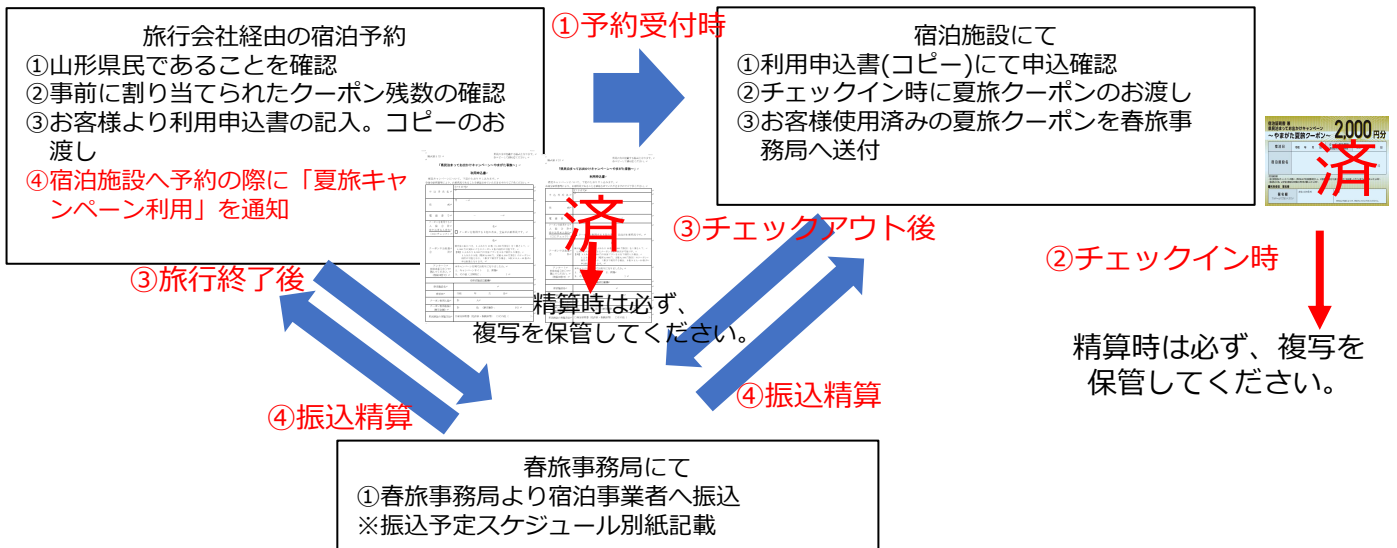
①国、地方自治体、公共団体が実施する会議、研修旅行

# 手配フロー

## ① 宿泊施設直接予約型手配フロー



## ② 旅行代理店経由予約型手配フロー



※ 宿泊証明書（夏旅クーポン）の様式が不足する場合、事務局までご連絡ください。追加で発送いたします。

# 宿泊代金の割引例・夏旅クーポンの交付対象

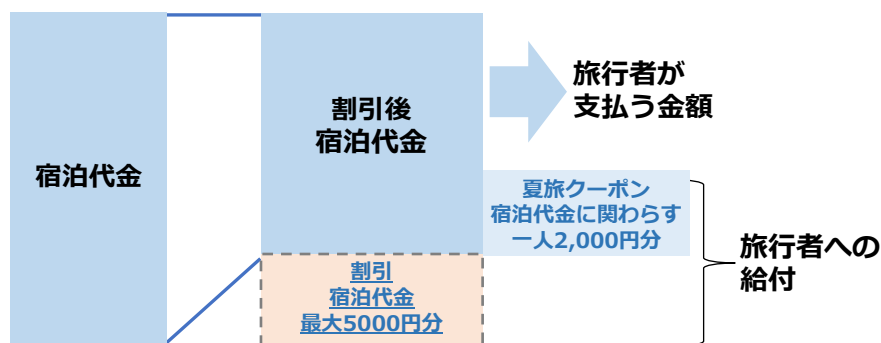
## 割引例

※宿泊代金割引クーポン、夏旅クーポンは、6月1日宿泊日以降に開始する旅行から利用開始する。

※夏旅クーポンが届き次第、夏旅クーポンに切り替える。

※複数人を対象とした給付額の算出根拠は、消費税等を含む総額に対して

して宿泊代金の総額を基準とする。 **宿泊代金割引と夏旅クーポンが1セット**



(例1) 1泊2日 大人1人16,650円の旅館に2人（大人2人）で行く場合

宿泊代金（税込） **33,300円**（おひとり様16,650円×2名）

一人1泊あたり5,000円を給付  
×2名分

**10,000円**

割引  
(お一人様5,000円×2)  
**10,000円**

夏旅クーポン  
(お一人様2,000円×2)  
**4,000円**

お支払い金額  
33,300円-10,000円=  
**23,300円**

夏旅クーポン  
4,000円付与

(例2) 2泊3日 1泊あたり大人1人9,500円・子供1人4,750円・幼児1人0円の  
宿泊に家族5人（大人2人・子供2人・幼児1人）で行く場合

宿泊代金（税込） **57,000円**  
(大人おひとり様9,500円×2名×2泊+子供おひとり様4,750円×2人×2泊+幼児0円×1人×2泊)

大人一人1泊あたり4,500円を給付×2名分×2泊  
子供一人1泊あたり2,000円を給付×2名分×2泊

**26,000円**

割引  
大人4,500円×2名×2泊  
子供2,000円×2名×2泊  
**26,000円**

夏旅クーポン  
(お一人様2,000円×4名×2泊)  
**16,000円**

お支払い金額  
57,000円-26,000円=  
**31,000円**

夏旅クーポン  
16,000円付与



# 宿泊代金の割引例・夏旅クーポンの交付対象

## 1. 夏旅クーポンの交付対象

	内容	宿泊代金割引 ※ 1	夏旅クーポン ※ 2
大人		○	○
こどもA	大人に準じた食事（数品少ない程度）および寝具の提供	○	○
こどもB	こども用食事（お子様ランチ程度）および寝具の提供	○	○
こどもC	寝具のみの提供（食事の提供はなし）	○	○
こどもD	食事、寝具とも提供なし	×	×

※ 1 **宿泊代金が4,000円以上の場合、割引対象且つ夏旅クーポンの交付対象となる。**  
**割引は1,000円毎に500円の割引**

※ 2 宿泊代金が4,000円以上の場合、定額2,000円（4000円未満、無料は除く）

## 2. 取消料の取扱について

旅行者の事由に基づく取消料については以下の通り取扱う。

- ① 取消料は旅行者の負担となり、給付金の対象にはならない。
- ② 取消料は割引前の旅行代金にかかるものとする。
- ③ 取消料に係る夏旅クーポンの配布は行わない。

※夏旅クーポンは取消料の有無に関わらず回収する。回収したものは無効処理の上、事務局へ返納してください。

## 旅行者受け入れ時の遵守事項

本事業について、各宿泊施設における本人確認に係る対応は以下のとおりとします。

### A. 宿泊施設で直接予約を受けたお客様

マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等により代表者の居住地を確認するとともに割引適用を受ける同行者が全員山形県民であることを確認し、利用申込書にチェックいただいてください。

### B. 旅行会社からの送客によるお客様

旅行前に旅行業者において全員の居住地等が確認済みのため、居住地確認は不要です。

※ A・Bにおける本人確認に必要な書類は以下のとおりとします。

- **1点で本人確認書類として認められるもの：1枚で氏名及び住所写真が確認できる書類**  
例：マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、旅券、在留カード、特別永住者証明書、海技免状等国家資格を有することを証明する書類、障害者手帳等各種福祉手帳、船員手帳、戦傷病者手帳、官公庁職員身分証明書 等
- **ただし、上記書類を持っていない場合、以下に掲げる①と②の書類のうち、①を二つまたは①を一つおよび②を一つの組み合わせであれば、氏名及び住所が確認できる書類として提示可能**

- ①健康保険等被保険者証、介護保険被保険者証、年金手帳、年金証書等
- ②学生証、会社の身分証明書、公の機関が発行した資格証明書等

※中学生以下の子供であって、上記の書類がそろわない場合、本人の健康保険証と法定代理人の本人確認書類（運転免許証、旅券等）で代用可

※ 旅行者が書類を持参していない場合などにおいては、後日メールやFAX郵送で写しを送ってもらうことでも足りることとするが、必要な書類が提出されない場合には、事務局に対して連絡し、対応について相談できることとする。

※別途6月8日着予定にて送付します精算マニュアルをご確認ください。

## 1. 予約状況の報告について

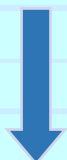
参画事業者は、定めた期日までに次の書類を添付の上、利用実績を報告してください。

- (1) 予約状況報告(様式第2号は専用HPよりダウンロード可能)  
毎週日曜日までに予約申込みを受け付けた割引クーポンの総枚数について、翌日月曜日10時まで、報告してください
- (2) 予約受付完了報告(様式第3号は専用HPよりダウンロード可能)  
割引クーポンの予約申込みが配分数に達した場合、速やかに報告してください

## 2. 精算について

### 精算の流れ

- ① 申込者から提出された利用申込書(原本)を確認
- ② 宿泊施設からの換金請求
- ③ 事務局にて審査
- ④ 登録口座へ振込



### 換金スケジュール

	1回目	2回目	3回目	4回目
締日 (提出期限)	6月30日(水)	7月15日(木)	7月30日(金)	8月13日(金)
振込予定日	7月30日(金)	8月13日(金)	8月31日(火)	9月15日(水)
	5回目	6回目	7回目	8回目
締日 (提出期限)	8月31日(火)	9月15日(水)	9月30日(木)	10月15日(金)
振込予定日	9月30日(木)	10月15日(金)	10月29日(金)	11月15日(月)
	9回目	10回目	11回目	12回目
締日 (提出期限)	10月29日(金)	11月15日(月)	11月30日(火)	12月15日(水)
振込予定日	11月30日(火)	12月15日(水)	12月27日(月)	1月14日(金)
	13回目	14回目		
締日 (提出期限)	12月31日(金)	1月14日(金)		
振込予定日	1月31日(月)	1月31日(月)		

- ・換金は、事務局が指定する締め日までに送付されたクーポンについて、締め日（事務局へ書類が到着した日）から**30日以内**に、登録いただいた口座に振込むことにより行います（ただし、換金用伝票その他の書類に不備がある場合はさらに時間を要します）
- ・換金手続きによる入金額に異議がある場合は、**入金日から2週間以内**に限って受け付けます。**2週間を過ぎてからの異議申立てには原則として応じられません。**
- ・送付に要する送料は、宿泊施設の負担となります。
- ・精算に係る振込手数料については、事務局が負担する。万が一、虚偽の精算などの悪質な事例が発生した場合には、法的措置をとる場合があります。

### （換金請求に必要な書類）

下記書面を同封してください。

- ・ 換金請求書
- ・ 利用申込書（様式第1号）人数分同封してください。
- ・ 使用済みの春旅・夏旅クーポン

【申請書類提出先】やまがた春旅事務局  
〒990-0031 山形県山形市十日町1丁目1-1 三ノ丸ビル5階  
TEL：0570-087-125 FAX：023-608-3389 e-mail：[taikai-yamagata@jtb.com](mailto:taikai-yamagata@jtb.com)  
※6月上旬より移転します。TEL、FAX、e-mailの変更はありません。

## その他

- (1) 登録に関する申請書類、実績報告などの提出書類は内容に相違ないように確認の上、署名・捺印をお願いします。  
※ 署名・捺印は事業者様の代表者又は、担当部署の責任者名でお願いします。
- (2) 制度の趣旨を踏まえ、取扱要領等で定めたルールに則った取組をお願いします。
- (3) 給付金をお客様へ還元せず、対象事業者及び参画事業者の利益とすることは厳禁です。
- (4) その他のご不明な点は、下記コールセンターへお問い合わせください。
- (5) 天災、火災、ストライキ、暴動又は戦争行為などの不可抗力が発生し、本事業が中止又は一時停止となった場合は、本事業中止に起因する一切の損害賠償について国又は事務局は負わないこととします。

---

## コールセンター電話番号

---

●事業者向け ●一般消費者向け

(9時30分～17時30分 全日)

やまがた春旅事務局 コールセンター

**0570-087-125**

※本マニュアルの内容は、今後の感染状況や、感染症の専門家のご意見、山形県の方針等を踏まえて変更することがあります。

# スターターキットを事務局から受け取り確認する

## スターターキットを受け取って内容を 確認してください

1店舗あたり以下のものを含むスターターキット（1セット）を事務局から配送します。

### ① 宿泊事業者 マニュアル

1冊

県民泊まってお出かけキャンペーン  
やまがた夏旅

取扱マニュアル

<宿泊事業者用>  
令和3年5月28日



やまがた青旅事務局

### ② 夏旅クーポン

店舗に応じて



宿泊用  
(宿泊施設で発行)

### ③ 加盟店案内書

A4紙2枚

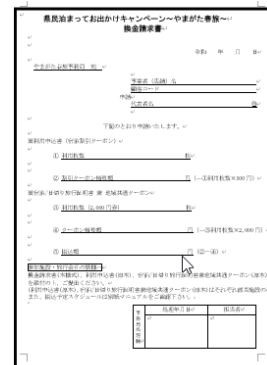


### ④ 精算マニュアル・換金用請求書

精算マニュアル



換金用請求書×10枚



## 事前の準備

### 手順1

やまがた夏旅加盟店案内書を施設の見やすい場所に  
掲示してください



### 手順2

従業員の方に本マニュアルの内容を説明してください

特に夏旅クーポンの利用方法、精算方法についてご説明ください

### 手順3



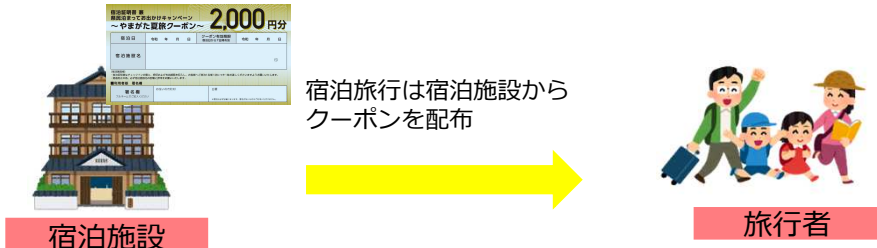
独自の利用ルールがある場合は、  
お客様が認識できるようにしてください

取扱店舗独自で夏旅クーポンを利用できない商品を決める場合や、1回あたりの夏旅クーポン使用限度額を決める場合は、**レジ、陳列棚、チラシなどにその旨を明示し、あらかじめお客様が認識できるようにしてください。**

また、他割引企画との併用不可やポイント加算対象外を定める場合も同様に、**レジ、陳列棚、チラシなどにその旨を明示し、あらかじめお客様が認識できるようにしてください。**

# お客様へやまがた夏旅クーポンを渡す

## やまがた夏旅クーポンの概要

名称	「やまがた夏旅クーポン」	
発行者	やまがた春旅事務局	
発行券種	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宿泊証明書兼夏旅クーポン</li> </ul>  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 券種：2,000円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 旅行証明書兼夏旅クーポン</li> </ul>  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 券種：2,000円</li> <li>※旅行会社が販売する日帰り旅行商品を購入の場合に発行</li> </ul>
利用期間 (クーポンの有効期間)	宿泊日から7日間 ※最終利用日1月6日(木) ※ 新型コロナウイルス感染症の状況により、配布及び利用を停止することがあります。	
配布方法 (夏旅クーポン)	宿事業への参加登録を行った宿泊施設から旅行者へ配布  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 旅行者へ夏旅クーポンを配布する際に、施設名、押印、宿泊日、有効期間をご記入ください</li> </ul>	
利用可能店舗	事務局の登録を受けた店舗・施設等 (土産物店、飲食店のほか、観光施設、アクティビティ、交通機関等を含む) ※店舗等はキャンペーンHPでご確認ください。	
給付額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宿泊代金にかかわらず、お一人様1泊あたり2,000円を給付</li> <li>※4,000円以上の宿泊プランで当キャンペーンの割引を適用した場合</li> </ul>	

## <発行> やまがた夏旅クーポンを旅行者に配布する

### 手順4 宿泊施設で必要事項を記載・押印して旅行者にお渡しください

#### 宿泊施設様でご記入いただく欄

- ① 宿泊日をご記入下さい
- ② 利用期限をご記入下さい  
宿泊日から7日間（最終利用日1月6日）  
例：8/1宿泊時は8/7まで利用可
- ③ 宿泊施設名のゴム印+角印を押して下さい。

宿泊日	令和 年 月 日	クーポン有効期限 宿泊日から7日間有効	令和 年 月 日
宿泊施設名	印		
署名欄 フルネームでご記入ください	お住いの市町村	自署 ※署名は必ず必要になります。署名がないものは利用いただけません。	

#### お客様でご記入いただく欄

- ① 利用いただく際にお住いの市町村と氏名の記入が必要です。  
お客様にご案内をお願いします。

※汚損・誤記入した夏旅クーポンは返却する必要があります。破棄しない様に留意願います。

### 手順5 やまがた夏旅クーポン利用可能店舗を旅行者にご案内してください

やまがた夏旅クーポンを利用できる店舗は『やまがた夏旅公式サイト』に掲載されます。旅行者にご案内してください。

#### イメージ やまがた春旅

<https://yamagata-harutabi.com/>

令和3年4月16日(金)から5月31日(月)宿泊(利用)分まで

- 緊急事態宣言が発出されている場合、対象市町村にお住いの方、及び対象市町村に所在する宿泊施設については、本キャンペーンを適用した宿泊・ご旅行はできません。（ご予約は可能です）
- 宿泊施設：旅行代理店ごとに、配分したクーポンがなくなり次第、お申し込み受付が終了となります。
- 本キャンペーンの利用に際しては、「一人で」または「家族一組にいる人と」、新しい顔のエチケットも必ず守りいただきながらご利用ください。
- 当キャンペーンは、お一人様1回までご利用いただけますが、「県民泊まってお出かけキャンペーン」「新・県民泊まってお出かけキャンペーン」との併用はできません。
- 当キャンペーンは、市町村が実施するキャンペーンや施設独自割引等との併用を妨げるものではありません。併用については市町村等の要領に準じます。



## <利用> 館内で利用したお客様からやまがた夏旅クーポンを受け取る

### 手順6

#### 受け取る前に記入内容、押印、有効期間をご確認ください

##### 宿泊施設様でご記入いただく欄

- ① 宿泊日をご記入下さい
- ② 利用期限をご記入下さい  
宿泊日から7日間  
例：8/1宿泊時は8/7まで利用可  
最終利用日6/6
- ③ 宿泊施設名のゴム印+角印を押し  
て下さい。

##### お客様でご記入いただく欄

- ① 利用いただく際にお住いの市町村  
と氏名の記入が必要です。  
お客様にご案内をお願いします。

##### 宿泊施設売店等で利用した場合

- ・クーポンを受け取った方の押  
印をお願いします。

宿泊日、有効期限、宿泊施設押印、利用者署名の記載がない場合、利用できません。

### 手順7

#### お客様（旅行者）からやまがた夏旅クーポンをお受け取りください

お客様から必要枚数を受け取ってください。  
不足分は、現金等で受領してください。  
額面に満たない場合でもお釣りを出す必要はありません。

### 手順8

#### やまがた夏旅クーポン使用に関するトラブルについて

クーポン使用に関するトラブルについては、原則としてマニュアル等を参考に各取扱店舗にてご対応をお願いいたします。※お困りの場合は、コールセンターにご相談ください。